時事新報

馬子にも衣裳

馬子にも衣裳とは古き諺にして如何なる田夫野人にても錦衣綾裳に身の廻りを飾るときは其形恰も紳士の觀をなして間々世俗を驚かしむるに足ることなれば人物の高下は内實よりは寧ろ外觀にありとて兎角その意を離れざるものなり成程形の上より之を觀れば衣裳は紛れもなき紳士なれども其精神心術に至ては又紛れもなき馬子にして裝飾は喩へば枯木の花の如く到底取付くべき譯のものにあらず支那の所謂沐猴にして冠すると同じかるべし之を聞く維新の前水戸の浪士が筑波山に籠りて干戈を動かしたるとき當り幕府の若年寄某が討手として馳向ひ陣を設けて之を攻めんと欲し工夫爨の命を府下神田の某と云へる親方に命じたり當時普通の賃銀は一人五六百文乃至一貫文位まで充分あるべき所なれども太平の世に戰爭の沙汰あれば人足方の言ふがまゝに拂はざるを得ずとて該親方は[illegible]の一類を八方より呼集め一人に付き金二歩三歩の賃銀を請求して當人へは僅に其何分一を與へ親方の懐中俄に膨脹して巨萬の富を一舉に博したるより其後[illegible]居を構へ[illegible]伊丹の酒樽を積込み[illegible]一間の格子造りに改築したれども我が身は未だ元の[illegible]一毛に過ぎず土藏を造り[illegible]一步を踏めて[illegible]限りあり、[illegible]も本來此等の心掛けにて之を如何せん、周圍の萬物次第に高尚なるに從ひ心身何となく窮屈を覺えて却て樂しまざりしと云ふ是れは昔しの一奇談なれども今の我國の富農豪商の中にも或は之に類似するものあらざる歟我國維新以來日本の社會は顛倒して舊來の秩序は漸々破壞せらるゝ其混雜に乘じ新に資產を失ふ者あり得る者あり之を維持する者あり又或は赤手を以て躍り出で大に儲けたるもあれども今日の實際にて金の落着く所を觀察すれば維持する者も維持の方あるに非ず唯[illegible]開古格を墨守して文明の夜の明けたるとも知らず金を土中に埋めて安心する者の一類にして又大に儲けたる輩も實は偶然の僥倖により天運に叶ひたる迄のことにして彼と云ひ是と云ひ學問智識の助けにより實力を以て資產を成したる者は廣き日本國中果して何人あるや左れば其身富むと雖も胸中元來一物なければ其財貨を利用して自他公私の爲め有益なる事業を經營するの思想もなく散財の方向は唯て是れ肉體の欲樂に非ざるはなし即ち都會の富豪は山村幽棲の邊を卜して別邸を構へ田舍の大盡は都會繁華の巷に外宅を設けて何れも豐奢を言ふるか或は所謂文明の交際を營んで世の物笑ひとなるに過ぎず時に書畫骨董に心を傾くる者もあれども美術の嗜好ありて然るには非ずして唯虛飾の高きに誇りて自ら悅ぶのみなれば[illegible]を盛干して[illegible]たるに異ならず試に見よ今の世間に富農豪商が自から心して博物館を經營したる者あるや、學校を立てたる者あるや、學事の研究費學生の教育に金を投じたる者あるや其他社會公共の爲めに肉體以上の美事をなしたりと云へば世間に其類なくせられ一種の[illegible]殺と心得たる寄附献金の類にして其無益は偶々以て自恐自重の主義を嘆かしむるもの比々然る所にして到底文明社會の財產家たるべき資格を有するものに非ず蓋し衣の馬子と云はれても一言の辯解なかるべし開明日の今日に當り實力なくして財產を掌握する此等の富農豪商は今後果して如何なる境遇に立至るべきや[illegible]

[illegible]

官報

○官報　駅遞局ト北米合衆國トノ郵便爲替還加定約ヲ締結シ左ニ依リ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿二年六月廿二日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆
遞信大臣伯爵後藤象二郎

明治十八年五月廿二日及千八百八十五年四月十八日締結日本帝國驛遞局ト北米合衆國郵便局トノ郵便爲替還加條款

日本帝國驛遞局長ハ明治十八年五月二十三日（千八百八十五年五月二十一日）及千八百八十五年四月十八日締結日本帝國驛遞局ト北米合衆國驛遞院ノ郵便爲替定約還加條款トシテ左ノ通約定ス

第一條

前記定約第三條ハ削除シ左ノ[illegible]以テ之ニ代フ

爲替一口ノ金額ハ壹方[illegible]百弗ヲ超過ス可カラス

第二條

此追加定約ハ千八百八十九年六月二十四日ヨリ實施シ（千八百八十五年四月十八日及明治十八年五月二十三日（千八百八十五年五月[illegible]日）締結ノ定約ト共ニ遵守施行スヘシ

本書貳通ヲ調製シ明治二十二年四月五日（千八百八十九年四月五日）東京ニ於テ千八百八十九年五月[illegible]日華[illegible]

○鐵道局年報（昨廿三日の續）

[illegible]

雜報

○高知縣下の政況　[illegible]

[illegible]